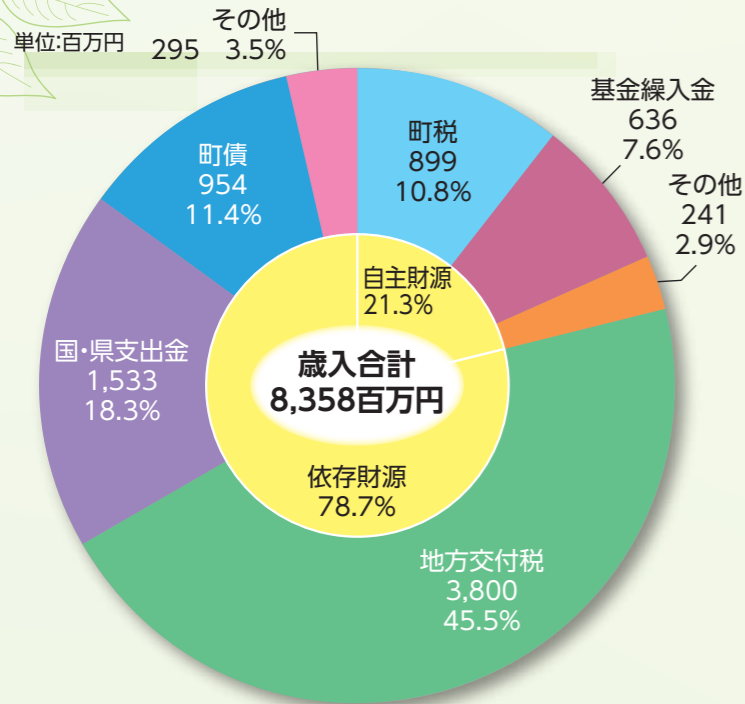


# 令和8年度

# 当初予算の概要

## 4 一般会計当初予算の概要

### ◆ 歳入 ◆



### 用語

- 町税** 町が徴収している町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税など
- 基金繰入金** 町が特定の事業を行う場合や歳入不足に対応するための財源として基金（貯金）を取り崩すもの
- 地方交付税** 国の税金（所得税、法人税など）の一部が町に配分されるもの
- 国県支出金** 町が特定の事業を行うために、国や県から交付されるもの
- 町債** 町が事業を行うための資金として長期で借入れる借金のこと
- 自主財源** 町税や基金繰入金などの町が独自に調達できる財源のこと
- 依存財源** 地方交付税や国・県支出金などの国・県により割り当てられる財源のこと

令和8年度当初予算は、一般会計と5つの特別会計あわせて116億9,450万円で、前年度に比べ5億9,190万円増となりました。

このうち、住民の身近な行政サービスを経理する一般会計は、前年度に比べ5億1,900万円増の83億5,800万円で平成17年の町村合併以降最大の予算規模です。令和8年度は、公民館・文学館・資料館機能の集約・拠点化を目指す「深浦町生涯学習センター」整備に本格的に着手します。

財源不足に対応するための財政調整基金の取崩しが3億2,000万円と7,000万円増加するなど厳しい財政状況ではありますが、子育て支援のための保育料完全無償化の実施や地域活性化のための保育園留學事業の展開、林業振興プロジェクトの推進など、「深浦町第三次総合計画」に掲げる基本目標を軸に、各種政策実行のための財源を確保し、未来へと続く持続可能なまちづくりのための施策を展開していきます。

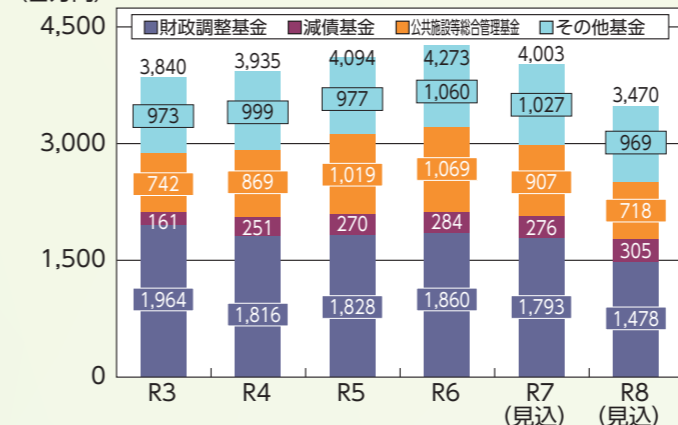
## 1 令和8年度当初予算総括表

(単位:千円、%)

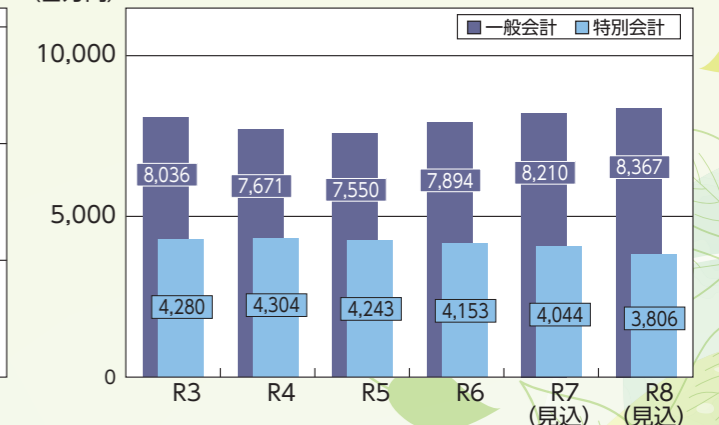
会 計	令和8年度	令和7年度	比較	伸率
一般会計	8,358,000	7,839,000	519,000	6.6
特別会計	3,336,500	3,263,600	72,900	2.2
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）	1,076,000	1,099,800	▲23,800	▲2.2
国民健康保険事業特別会計（直診勘定）	349,800	320,200	29,600	9.2
後期高齢者医療特別会計	184,000	166,100	17,900	10.8
介護保険特別会計	1,709,500	1,659,900	49,600	3.0
訪問看護ステーション特別会計	16,700	17,100	▲400	▲2.3
財産区特別会計	500	500	0	0.0
小 計	3,336,500	3,263,600	72,900	2.2
合 計	11,694,500	11,102,600	591,900	5.3
水道事業会計				
収益的収入	372,892	381,039	▲8,147	▲2.1
収益的支出	423,900	419,283	4,617	1.1
資本的収入	51,240	199,840	▲148,600	▲74.4
資本的支出	227,247	394,083	▲166,836	▲42.3
下水道事業会計				
収益的収入	268,602	253,887	14,715	5.8
収益的支出	231,578	242,152	▲10,574	▲4.4
資本的収入	76,750	104,525	▲27,775	▲26.6
資本的支出	166,692	172,107	▲5,415	▲3.1

## 2 基金（貯金）と町債（借金）の推移

基金（一般会計）の推移（令和8年度見込みまで）



町債残高の推移（令和8年度見込みまで）

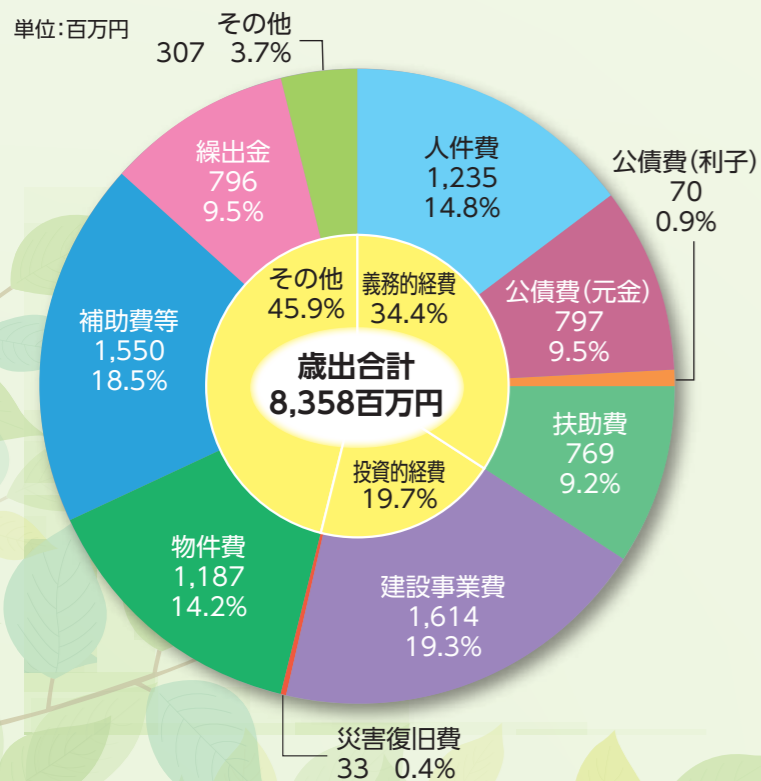


## 3 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策経費

(単位:千円)

事業名	予算額	特定財源	一般財源	
			地方消費税交付金	その他
社会福祉（障害者福祉、児童福祉など）	856,913	628,231	26,882	201,800
社会保険（国民健康保険、介護保険など）	431,717	57,012	44,052	330,653
保健衛生（医療対策、健康増進対策など）	455,575	131,005	38,157	286,413
合 計	1,744,205	816,248	109,091	818,866

### ◆ 性質別歳出 ◆



### 用語

- 人件費** 議員報酬、職員給料などの経費
- 公債費** 町が借入れた借金の返済のための経費
- 扶助費** 高齢者、児童、障害者などを援助するための経費
- 建設事業費** 農道、町道、学校などの公共施設を建設するための経費
- 災害復旧費** 異常気象などにより被害を受けた公共施設などを修復するための経費
- 物件費** 施設維持管理のための電気料、委託料や一般事務のためのコピー代などの経費
- 補助費等** 一部事務組合への負担金や水道、下水道事業会計への補助金、各種団体への補助金などの経費
- 緑出金** 国民健康保険の医療給付、介護保険のサービス給付などのために一般会計が負担する経費
- 義務的経費** 町の負担が義務付けられている経費で、人件費、公債費、扶助費がこれにあたる
- 投資的経費** 道路や学校などの公共施設の整備など、社会資本として将来に残るものの整備経費